

(その1)

失業者退職手当受給資格証							
受給資格者	氏名		性別	男女	年齢	歳	
	住所又は居所						
	退職年月日	年 月 日	勤続期間				
	求職年月日	年 月 日					
	受給期間満了年月日	年 月 日	年 月				
待期日数	日	所定給付日数	日				
待期満了年月日	年 月 日	最初の失業認定日	年 月 日				
失業の認定日	毎月	日	基本手当の月額		等級 円		
支給日	毎月	日					
公共職業訓練等	受講開始	年 月 日	技能習得手当	受講手当	月額 円 月 日	支給開始	
	受講終了予定	年 月 日		通所手当	月額 円 月	支給開始	
		年 月 日		寄宿手当	月額 円 月 日	支給開始	
任命権者	所在地						
	職氏名						印
交付年月日	年 月 日						

(その3)

注

- 1 この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、(その1)に記載されている受給期間満了年月日までは大切に保管すること。もしこの証を紛失したり、又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 失業の認定日には、あらかじめ管轄公共職業安定所にこの証を提示し、失業の証明を受けた後この証に関係書類を添付して退職した時の任命権者に提出すること。
- 3 定められた失業の認定日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることもある。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。
- 5 偽りその他不正の行為(4の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。)によって基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還を命ぜられることがある。
- 6 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に出頭した失業の認定日に届け出ること。
- 7 (その1)に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。